

「被災家屋認定調査に関する連携協定」 を締結します

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

市内において大規模災害が発生した場合に、被災家屋認定調査等を円滑かつ迅速に行うことを目的として、福島県建築士会郡山支部様と被災家屋認定調査に関する協定を締結します。

1 日 時

協定締結式 8月31日（月） 午後4時30分から

2 会 場

郡山市役所本庁舎2階 秘書課第一応接室

3 出席者

福島県建築士会郡山支部

支部長 蔭山 寿一（かげやま としかず）様
副支部長 宗像 正浩（むなかた まさひろ）様
副支部長 幕田 宙晃（まくた ひろあき）様
副支部長 阿部 治江（あべ はるえ）様
会計理事 渡 邊 平（わたなべ たいら）様

郡山市

市長

税務部長

4 協定の概要

地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合、市からの要請に応じ、福島県建築士会郡山支部様が被災家屋認定調査支援等を行い、平常時には被災家屋認定調査研修の実施や情報交換による災害時の備えを確立する。

〈福島県建築士会郡山支部〉

建築士の技術の進歩、品位の向上及びその業務の適正をはかり、もって建築文化の発展に寄与し、広く社会に貢献する事を目的とし、各種事業を実施している。

郡山市においては、令和3年2月13日及び令和4年3月16日に発生した福島県沖地震において、被災家屋認定調査の支援をいただいた。